

# 名家連ニュース

令和元年7月23日(火)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 632号

## ❖ 障害年金申請と障害状態確認届の心得 ❖

### ❖ 基準が定かでない有期認定期間(受給期間)

精神障害者は、1年～5年の間で障害年金の受給期間が決められますが、明確な判定基準は示されていません。一般的には重い状態の場合は長めに、そうでない場合には短めに認定されると考えられます。

従って、日常生活能力の判定(7項目4段階)や程度(5段階評価)だけでなく、総合評価(診断書⑦欄、⑧欄、⑩欄のア・イ及び⑪欄の日常生活能力と労働能力⑫欄の予後等)の記述内容にも着目する必要があります。(診断書各項目の記載内容に目を通すようにしましょう)

### ❖ 日常生活能力は家族が一番知っている

障害年金の認定は書面審査なので障害状態確認届(診断書)が以前より軽い内容で記載されていれば「級落ち」「支給停止」となる可能性があります。

前回と状態が何ら変わらないのに「支給停止」となり、青天の霹靂で訪れた相談者が複数いました。現状を聞き取り、記録したうえで主治医やPSWと面会し、決定月前の「診断書」を作成依頼し「受給権者支給停止事由消滅届」と共に提出して不支給を食い止めることが出来ました。

こうした事例から、申請や更新の診断書作成を主治医やPSWに「丸投げ」することは、思わぬ結果を招くこととなります。主治医やPSW、社労士といえども、日常生活の実態まで把握している訳ではありません。一番よく判っている家族が診断書項目について実態を文章化して伝える努力が不可欠です。



### ❖ 電話相談の限界と面会相談の必要性

手帳や年金相談…電話相談では限界があります。「名家連の相談活動」では、事前に初診日や病名、治療歴、保険料納付記録などを入手するように伝え、面会相談時に相談者と一緒に診断書の項目ごとに「日常生活能力の実態」を「文章化」していきます。その上で、主治医やPSWに面会して診断書作成を依頼するようにしています。困難が予測されるケースでは、社会保険労務士に繋いでいきます。

私たちが面会相談を重視している最大の理由は、相談者の多くが様々な苦しみ・悩みを抱え込んでおり、手帳や年金問題だけで終わるものではないからです。

### ❖ 家族相談の意義と役割 — 家族に繋ぐ、支援者に繋ぐ

私たちは、相談者との出会いをキッカケに家族会(仲間)に繋げたり支援者(サービス)に繋げたりします。家族会に参加することで孤立感から抜け出し、病気と障害の理解や接し方を学び合うこと、また、福祉サービスの活用等を通して家族が笑顔を取り戻していくことが「家族相談活動の本質的な役割」であると信じています。



とりわけ、年金の申請・更新等については、次のことを相談者に繰り返し呼び掛けています。

- ① 悲劇を未然に防止するために、診断書を「依頼」「提出」する前に、必ず相談するようにしましょう。
- ② 「不支給」「級落ち」「支給停止」の通知が来ても諦めないで社会保険労務士等に相談しましょう。

(文責/事務局/堀場)

# ◆◇ 厚労省 障害者雇用実態調査の結果を発表 ◇◆

厚生労働省（照会先/職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室）は令和元年6月25日（火）、平成30年度障害者雇用実態調査の結果を公表しました。



## 【調査結果の主なポイント】

- 従業員規模5人以上の事業所に雇用されている障害者数は82万1,000人。内訳は、身体障害者が42万3,000人、知的障害者が18万9,000人、精神障害者が20万人、発達障害者が3万9,000人。
- 雇用されている精神障害者のうち、週所定労働時間20時間以上30時間未満の割合は39.7%、20時間未満の割合は13.0%であった。また、正社員の割合は25.5%であった。
- 雇用している障害者への事業主の配慮事項としては、知的障害者、精神障害者及び発達障害者において、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が最も多かった（知的障害者では57.6%、精神障害者では70.8%、発達障害者では76.8%）。



注）平成30年度調査は、以下の点において平成25年度調査と実施方法が異なるため、平成25年度調査結果とそのまま比較することはできません。

### ・ 重複障害の取扱いの変更

平成25年度調査では、重複障害のある者については、いずれかの障害に寄せて（知的障害と他の障害の重複障害のある者は知的障害者とする等）計上していましたが、それぞれの障害について把握する方がより詳細なデータとなり、施策に活かせるため、平成30年度調査では、それぞれの障害に重複して計上し各項目の分析を行っています（例：身体障害と知的障害の重複障害のある者は、身体障害、知的障害それぞれに、精神障害と発達障害の重複障害のある者（うつ病と広汎性発達障害の重複のある者など）は、精神障害、発達障害それぞれに計上して集計）。従って、平成30年度調査では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者の合計と調査対象となった事業所に雇用されている全障害者数は一致しません。

### ・ 発達障害者

平成25年度調査では、発達障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を所持している者が精神障害者の障害種別として把握されていましたが、精神障害者保健福祉手帳を所持していない発達障害者（精神科医の診断により発達障害を確認している者）は調査の対象に含まれていませんでした。平成30年度調査では、発達障害のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は発達障害者の障害種別とするとともに、精神障害者保健福祉手帳を所持していない発達障害者（精神科医の診断により発達障害を確認している者）も調査の対象としています。



## ◆◆ 「調査結果の概要」は、次号の名家連ニュースに掲載します ◆◆

### 第14回「家族相談員スキルアップ研修会」▷ 8月8日開催

今回は、電話相談に携わっている家族相談員のご要望に沿って名市大精神保健看護学香月富士日教授から「電話相談の対応」を学ぶ機会を得ました。奮ってご参加下さい

